

# 下水道使用料について

排水設備の工事が完了し、下水道が使えるようになりますと、下水道使用料をいただきます。この使用料は、下水管の修理、清掃をはじめ、皆さんの家庭から排除される汚水を浄化センターで処理し、きれいな水に還元する維持管理費の一部に充てられます。

## ○ 使用量算定方法

1. 水道水を使用している場合は、水道水の使用水量を汚水量とみなします。
2. 水道水以外（井戸水など）を使用している場合は、使用者の世帯人口、使用状況等を考慮して認定した使用水量を汚水量とみなします。
3. 水道水と水道水以外の水を併用している場合は、水道水の使用水量と 2. の水道水以外の水を使用した場合の水量を比べて、いずれか多い方を汚水量とみなします。

## ○ 下水道使用料（表示金額は、全て税込）

一般用	10 m <sup>3</sup> 以下の分（基本料金）	1,760 円
	10 m <sup>3</sup> を超える分	1 m <sup>3</sup> につき 198 円
公衆浴場用	200 m <sup>3</sup> 以下の分（基本料金）	15,400 円
	200 m <sup>3</sup> を超える分	1 m <sup>3</sup> につき 88 円
水道水以外の水を使用の場合	世帯人数 1 人	12 m <sup>3</sup>
	1 人増すごとに	5 m <sup>3</sup>

毎月算定し、毎月請求します。







### ◆水道水を使用している場合

計算例 1.	水道水を月に 20 m <sup>3</sup> 使用した場合	基本料金： 10 m <sup>3</sup> まで	1,760 円
		従量料金： 198 円×10 m <sup>3</sup>	1,980 円
		合計	3,740 円
計算例 2.	水道水を月に 25 m <sup>3</sup> 使用した場合	基本料金： 10 m <sup>3</sup> まで	1,760 円
		従量料金： 198 円×15 m <sup>3</sup>	2,970 円
		合計	4,730 円

### ◆水道水以外の水を使用している場合

計算例 3.	3 人家族の場合 12 m <sup>3</sup> (1 人) + 10 m <sup>3</sup> (5 m <sup>3</sup> ×2 人) = 22 m <sup>3</sup> <u>22 m<sup>3</sup>と認定</u>	基本料金： 10 m <sup>3</sup> まで	1,760 円
		従量料金： 198 円×12 m <sup>3</sup>	2,376 円
		合計	4,136 円
計算例 4.	4 人家族の場合 12 m <sup>3</sup> (1 人) + 15 m <sup>3</sup> (5 m <sup>3</sup> ×3 人) = 27 m <sup>3</sup> <u>27 m<sup>3</sup>と認定</u>	基本料金： 10 m <sup>3</sup> まで	1,760 円
		従量料金： 198 円×17 m <sup>3</sup>	3,366 円
		合計	5,126 円

## ○ 下水道使用料についてQ & A

<p>Q1</p> 	<p>使用料はいつからかかるの？</p>
<p>A1</p> 	<p>排水設備（宅内配管）の工事が完了すれば、工事業者から下水道開始届けが提出されます。</p> <p>届出にしがい当組合で配管の検査にお伺いします。使用料は検査完了の月の翌月からかかります。</p> <p>例）3月検査の場合、4月から使用料がかかりますが、請求は5月中頃、納期限は5月末日となります。</p> <p>また、下水道に接続済のアパートなどに入居される場合は、水道の使用開始に合わせて下水道使用料もかかります。</p>
<p>Q2</p> 	<p>使用料の支払方法は？</p>
<p>A2</p> 	<p>便利な口座振替をお勧めします。口座振替依頼書は、取扱金融機関にありますので別紙記載例を参照のうえ、記入・押印して取扱金融機関に提出してください。振替日は、毎月末日で、土日祝日の場合は翌日（平日）となります。残高不足等で振替ができなかった場合は、翌月15日に再振替をします。</p> <p>口座振替を希望されない場合は、金融機関やコンビニエンスストアでもお支払いできます。納付書をお送りしますので、現金でお支払いください。取扱金融機関やコンビニエンスストアについては、納付書の裏面に記載してあります。</p>
<p>Q3</p> 	<p>代表使用者や使用水・世帯人数（井戸水を使用している場合）等に変更があったときは？</p>
<p>A3</p> 	<p>当組合まで届け出てください。使用料の算定方法又は使用料金が変更になる場合がありますので、必ず連絡してください。</p>